

～国からのデータから今後の行方を予測する～

ファイナンシャル・プランナー 浅見 浩

■ 平成22年人口推計より、日本の人口自然減少幅が初めて10万人を突破

厚生労働省が発表した「平成22年の人口動態統計の年間推計」によると、少子高齢化が進む日本の人口が平成22年に戦後最も速いペースで減少する見通しとなっています。今回は、そのポイントを整理してみました。

●日本の人口減少幅が前年から約5万1,000人拡大し、10万人以上減少へ

日本在住の日本人の人口は、自然減が12万3,000人となる見通しで、初めて自然減が10万人を超えてしまいました。減少幅は前年から約5万1,000人の拡大。出生数から死亡数を差し引いた数がマイナスとなる自然減は4年連続で、人口減少に歯止めが掛からなくなっています。

これは、

- ・出生数が前年比965人増の107万1,000人と横ばいだったものの、
- ・死亡数が昭和22年の統計開始以来最多の119万4,000人を記録したことから、人口減に拍車が掛かった格好となっています。

●平成22年の3大死因の死亡数

なお、死因のワースト3は以下のとおりで、やはり悪性新生物がトップです。

第1位：悪性新生物 35万2,000人

第2位：心疾患 18万9,000人

第3位：脳血管疾患 12万3,000人

●少子化に影響ある婚姻数

婚姻数は少子化にも影響を及ぼすデータですが、2連続の減少し、70万6,000組。これは、前年比で約2,000組の減少です。

婚姻数を過去と比べてみると、10年前の平成12年の統計では79万8,138組でした。この10年で婚姻数が9万組以上も減っています。結婚できない時代と言われていますが、データを見る限り、その風潮は事実であることがわかります。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

●離婚数

一方、離婚数は25万1,000組と前年比で2,000組の減少となり、これは2年ぶりに減少に転じています。これは、おそらく不況の影響もあり、家計の負担面から離婚が減っていると推測されます。

離婚数についても過去と比較してみると、10年前の平成12年が26万4,246件なので、この10年で見ると離婚数そのものは減少しています。ただし、婚姻数の減少ペースが離婚数の減少ペースを上回っていることから、実質的には夫婦世帯そのものが減っているといえます。

上記のデータから、日本の人口減、婚姻数減少というトレンドがはっきりと認められます。日本は少子高齢化が以前から言われていますが、その流れを変える傾向はなかなか見られないようです。

日本では婚姻と出産が直結しているため、婚姻数の減少や、夫婦世帯の減少は出産の減少・少子化・消費の減退・経済回復遅れが予想されてしまいますし、このままでは、高齢化による年金制度や医療制度の財政難がより色濃くなってしまうでしょう。

国の予算や政策なども揺れている現在、社会保障や年金制度といった国の制度に頼ることが厳しい時代ということ、国民の中でもかなり浸透してきているのではないのでしょうか？そんな時代は、各自が自身のライフプランをしっかりと持って、随時見直していくことが重要です。例えば、一家の大黒柱の死亡リスクへの備えはもちろん、病気への備えや老後の備えといった生きる上でのリスク対策も、今一度確認するなど、個人相談や見直しが一層、重要視され、より普及しやすくなる時代といえるでしょう。

■平成23年度の公的年金支給額、5年ぶりに引き下げ

老後資金を考える際に、とても気になる公的年金。その支給額が平成18年以来5年ぶりに引き下げられることになりました。以下、その内容についてポイントを整理しました。

●平成23年度の公的年金支給額は今年度より0.4%引き下げ

現在、年金の支給額は物価の変動に応じて算定されます。平成16年の法改正で、物価が上昇しても支給額を据え置く一方、平成17年の物価水準を下回った場合にはその分を引き下げることが決められています。今回の支給額引き下げは、総務省が同日発表した平成22年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む）が、基準となる平成17年の物価と比較して0.4%下がったため、同率分が引き下げとなったものです。厚生労働省は当初、引き下げ幅を0.3%と見込んでいましたが、昨年12月の物価が想定より低かったことから引き下げ幅は拡大しました。

●平成23年度の国民年金・厚生年金・保険料負担はどうか？

この影響をうけて、それぞれの年金は次のようになることが予想されます。

- ・国民年金（老齢基礎年金満額1人分）：月額6万5,742円（266円減）
- ・厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）：23万1,650円（942円減）

なお、保険料負担も、物価下落に伴い、現在月額15,100円の国民年金保険料が、平成23年度は80円引き下げられて15,020円となります。国民年金の保険料引き下げは1961年度の制度開始以来初めてです。

●障害年金にも反映される

今回の年金支給額の引き下げにより、障害年金や遺族年金も変わってきます。それは、これらの年金は次のように「国民年金の満額支給額」を基準に決められるためです。

- ・障害基礎年金1級：「国民年金の満額支給額」×1.25+子の加算
- ・障害基礎年金2級：「国民年金の満額支給額」+子の加算

●遺族基礎年金なども変わる

遺族基礎年金も「国民年金の満額支給額」+子の加算というように、国民年金の満額支給額が基準となります。ただし、遺族基礎年金の子供の加算については減額の適用がないようです。

その他、法律上、年金と同様の物価変動に応じた改定ルールが規定されている児童扶養手当や障害者などに対する給付についても、平成23年度は0.4%の引き下げが行われるようです。

今回の年金支給額の減額は消費者物価指数の低下を受けての措置でしたが、5年ぶりということで、ショックも大きいのではないかと予想されます。それでは物価が上昇すればそれに伴い年金支給額が増加するのか？というところではありません。これは、平成16年の年金制度改正により、現役世代の負担と年金給付のバランスを取る目的で被保険者数の減少や平均寿命の伸びを反映させる「マクロ経済スライド」が導入されているため、物価上昇分がすべて年金額に反映されない、すなわち物価上昇に比例して年金額が増えていかない仕組みになっています。

このような公的年金の現状を踏まえ、老後の生活設計を行う際には、実質的には年金が目減りしていく可能性を考慮した余裕のある資金準備を行うようアドバイスすることが大切だといえます。